

感染症の場合の登園について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。お子さまが感染症にかかった場合は、医師の診断に従い、園での集団生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようご理解とご協力をお願いいたします。また、下記の感染症については、かかりつけの医師より「登園許可証明書」を記入してもらい、園へご提出下さい。

★登園許可証明書が必要な病気★

病名	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消え、感染症の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157・O-26・O-111 など）	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの

主治医様

上記の感染症は、お手数でも下記の「登園許可証明書」をご記入頂き、園宛にお知らせくださるようお願い申し上げます。

.....切り取り線.....

登園許可証明書

【保護者記入欄】

保育園名		クラス名		園児名	
------	--	------	--	-----	--

上記の園児は、感染力のある時期に配慮し、また、健康回復状態も園での集団生活可能な状態となり登園してもよいと認められますのでお知らせします。

【主治医記入欄】

病名		診断年月日	平成	年	月	日
登園してもよいと認められる日		平成	年	月	日から	

医療機関名または
医 師 氏 名

Ⓜ